

兵庫県公報

令和8年8月12日 火曜日 第744号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び辞退の届出（同）…………… 2
- 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）…………… 3
- 救急病院の認定（同）…………… 4
- 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…………… 4
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…………… 4
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 6
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 土地改良区の定款の変更認可（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 9
- 同 上（同）…………… 9
- 同 上（同）…………… 9
- 土地改良区清算人の就任の届出（同）…………… 9
- 県営土地改良事業計画の変更認可（同）…………… 10
- 国土調査の成果の認証（同）…………… 10
- 道路の位置指定（中播磨県民センター）…………… 11

公安委員会規則

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 12

公布された法令のあらまし

◎交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第13号）
交番の廃止及び所管区域の変更に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第804号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
芦屋ファミリークリニック形成外科皮膚科	芦屋市公光町10番14号 フラッテロ・アシヤ・ビル3階	令和8年6月1日
Pこどもクリニック	同 市海洋町6-1 Otto Terrace 南芦屋浜 A-2-2	同 年7月1日
竹本整形外科	伊丹市鴻池4丁目159番	同 年6月2日
Cama c ケア&サポート クリニック	同 市中央4-4-18 TFPビル3F	同 年7月1日
栗尾整形外科	相生市山崎町227番1号	同 年6月1日
中田医院	加古川市平岡町新在家三丁目286番地の5	同
カインド訪問看護ステーション加古川	同 市平岡町高畑151-30	令和8年7月1日
訪問看護ステーションものがたり	同 市尾上町養田110番地の6	同
あまね訪問看護ステーション	宝塚市安倉中5丁目11-8-204	令和8年6月1日
訪問看護ステーションスマイルラボ宝塚	同 市山本丸橋2-15-3 アウフヘーベン東宝塚T201	同 年7月1日
訪問看護ステーションラ・クール	同 市安倉中6丁目8-6 エクセル安倉201号	同
岡田整形外科	三木市志染町東自由が丘2丁目377	令和8年5月26日
川西みらい歯科・矯正歯科	川西市多田桜木1丁目4-5	同 年7月1日
訪問看護ステーション和傘	同 市下加茂1丁目5-16 リノーベル川西202号室	同
しらい皮膚科クリニック	加古郡稲美町中一色字青の井821番1	令和8年6月1日
アイ・プラス薬局 浜坂店	美方郡新温泉町二日市宇家の前755	同

兵庫県告示第805号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び辞退の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地等
芦屋ファミリークリニック形成外科皮フ科	芦屋市公光町11番8号 宝盛館ビル西棟1階
和光調剤薬局	同 市竹園町6-17
竹本整形外科	伊丹市鴻池4-2-17
中田医院	加古川市平岡町新在家3-286-5
岡田整形外科	三木市志染町東自由が丘2-377
ココカラファイン薬局高砂荒井店	高砂市荒井町日之出町4-10 青手木ビル101
兵庫医科大学ささやま訪問看護ステーション 「デカンショ」	丹波篠山市黒岡1047-1
しらい皮フ科クリニック	加古郡稲美町中一色字青の井821-1
アイ・プラス薬局 浜坂店	美方郡新温泉町二日市字家ノ前755

2 所在地等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地等	変更内容
テラス薬局伊丹行基店	伊丹市行基町2丁目97-1	名称変更
めぐみ調剤薬局	豊岡市京町4-16 株式会社ミルキーマリーホールディングス	開設者
山本可菜子皮フ科クリニック東加古川院	加古川市平岡町新在家1-260-10	所在地
あゆみ会訪問看護ステーション	同 市加古川町本町58	所在地
ルーフ調剤 山本薬局	宝塚市平井5-1-40 SELVAビル1F	名称
調剤薬局トミナガ	たつの市龍野町富永209 株式会社ミルキーマリーホールディングス	開設者
訪問看護ステーションひだまり	加古郡播磨町古田1丁目4番59号	所在地
立岡調剤薬局	揖保郡太子町立岡字小畑123-4-7 株式会社ミルキーマリーホールディングス	開設者

3 辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
さたけ整形外科	三田市すずかけ台２－３－１

兵庫県告示第806号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 八重垣病院
 所在地 たつの市新宮町井野原531番地の2
 撤回年月日 令和7年7月18日

~~~~~

**兵庫県告示第807号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名 称 いたがき総合診療クリニック  
 所在地 たつの市揖西町南山2丁目111  
 認定年月日 令和8年8月11日  
 認定の有効期限 令和11年8月10日

~~~~~

兵庫県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

春日東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 山 陽 三	丹波市春日町鹿場374番地2

~~~~~

**兵庫県告示第809号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

**手中池土地改良区**

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 植 田 博 文 | 加古郡稲美町印南142番地の2  |
| 同     | 植 田 恭 彦 | 同 郡同 町印南155番地の1  |
| 同     | 松 田 和 彦 | 同 郡同 町印南287番地    |
| 同     | 植 田 光 男 | 同 郡同 町印南161番地の6  |
| 同     | 植 田 雅 彦 | 同 郡同 町印南162番地の6  |
| 同     | 丸 尾 秀 明 | 同 郡同 町印南271番地の3  |
| 同     | 丸 尾 透   | 同 郡同 町印南363番地の43 |
| 監 事   | 植 田 文 則 | 同 郡同 町印南129番地    |
| 同     | 松 田 努   | 同 郡同 町印南208番地    |
| 同     | 丸 尾 信 夫 | 同 郡同 町印南419番地    |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 植 田 雅 彦 | 加古郡稲美町印南162番地の6  |
| 同     | 丸 尾 透   | 同 郡同 町印南363番地の43 |

|     |         |                               |
|-----|---------|-------------------------------|
| 同   | 丸 尾 秀 明 | 同 郡同 町印南271番地の3               |
| 同   | 植 田 光 男 | 同 郡同 町印南161番地の6               |
| 同   | 松 田 和 彦 | 同 郡同 町印南287番地                 |
| 同   | 松 田 秀 樹 | 同 郡同 町国安995番地の1<br>国安団地7棟106号 |
| 同   | 井 上 幸 一 | 同 郡同 町印南91番地の1                |
| 同   | 松 田 美智子 | 同 郡同 町印南287番地                 |
| 監 事 | 植 田 博 文 | 同 郡同 町印南142番地の2               |
| 同   | 植 田 恭 彦 | 同 郡同 町印南155番地の1               |
| 同   | 唐 木 利 広 | 同 郡同 町印南529番地                 |



#### 兵庫県告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 中場池土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 中 岡 英 則 | 加古郡稲美町印南836番地    |
| 同     | 井 澤 潤次朗 | 同 郡同 町印南829番地    |
| 同     | 藤 本 繁   | 同 郡同 町岡2489番地    |
| 同     | 大 村 善 登 | 同 郡同 町岡2255番地の3  |
| 同     | 大 西 利 広 | 同 郡同 町蛸草824番地の2  |
| 監 事   | 松 下 明 春 | 同 郡同 町蛸草673番地の3  |
| 同     | 井 上 庄 藏 | 同 郡同 町印南363番地の11 |

##### 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 藤 本 靖   | 加古郡稲美町岡2488番地の1  |
| 同     | 平 山 善 弘 | 同 郡同 町岡2274番地の5  |
| 同     | 武 仲 宏 明 | 同 郡同 町蛸草837番地の1  |
| 同     | 大 西 浩 行 | 同 郡同 町岡2567番地の1  |
| 同     | 井 澤 伸 彦 | 同 郡同 町印南818番地    |
| 監 事   | 垣 内 弘 孝 | 同 郡同 町印南1029番地の4 |
| 同     | 大 村 孝 徳 | 同 郡同 町岡2231番地の4  |



#### 兵庫県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 笹野土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 八 木 正 邦 | たつの市新宮町上笹1144番地1 |
| 同     | 橋 本 芳 行 | 同 市新宮町上笹789番地1   |
| 同     | 谷 郷 滋   | 同 市新宮町上笹220番地4   |
| 同     | 石 井 俊 昭 | 同 市新宮町上笹772番地    |

|     |       |   |                |
|-----|-------|---|----------------|
| 同   | 岡村清治  | 同 | 市新宮町下笹351番地    |
| 同   | 田 渕 守 | 同 | 市新宮町下笹102番地    |
| 同   | 天本雅剛  | 同 | 市新宮町下野557番地 1  |
| 同   | 堀 讓   | 同 | 市新宮町下野229番地 1  |
| 監 事 | 八木義弘  | 同 | 市新宮町下野411番地 2  |
| 同   | 西村洋二  | 同 | 市新宮町上笹1203番地 2 |
| 同   | 森本正幸  | 同 | 市新宮町下笹389番地    |
| 同   | 山口賢三  | 同 | 市新宮町下笹116番地    |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 監 事

## 同

## 同

## 同

## 氏 名

堀 讓

小林秀浩

橋本茂雄

高田修也

福井博昭

西村洋二

岡村清治

田 渕 守

堀 一 義

前田基之

森本欣万

山口賢三

## 住 所

たつの市新宮町下野229番地 1

同 市新宮町下野141番地 1

同 市新宮町上笹787番地 1

同 市新宮町上笹436番地

同 市新宮町上笹1205番地

同 市新宮町上笹1203番地 2

同 市新宮町下笹351番地

同 市新宮町下笹102番地

同 市新宮町下野262番地 2

同 市新宮町上笹944番地

同 市新宮町下笹327番地

同 市新宮町下笹116番地



## 兵庫県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 倉本土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 監 事

## 同

## 氏 名

宇杉敬治

宇杉昌史

宇杉堅一

宇杉昭信

井貝敏夫

宇杉修

谷口友弘

井貝 薫

大伴真也

## 住 所

丹波篠山市倉本286番地 1

同 市倉本199番地

同 市倉本202番地

同 市倉本213番地 2

同 市倉本283番地 1

同 市倉本161番地

同 市高坂54番地

同 市倉本164番地 1

同 市倉本214番地 1

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 同

## 氏 名

井貝 薫

宇杉昭信

井貝敏夫

宇杉敬治

宇杉堅一

宇杉修

谷口友弘

## 住 所

丹波篠山市倉本164番地 1

同 市倉本213番地 2

同 市倉本283番地 1

同 市倉本286番地 1

同 市倉本202番地

同 市倉本161番地

同 市高坂54番地

|     |         |             |          |
|-----|---------|-------------|----------|
| 監 事 | 宇 杉 昌 史 | 同           | 市倉本199番地 |
| 同   | 大 伴 真 也 | 三田市学園3丁目2番地 | E棟410号   |

## 兵庫県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

### 小多利土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 赤 井 勝   | 丹波市春日町小多利505番地 3 |
| 同     | 由 良 政 男 | 同 市春日町小多利296番地   |
| 同     | 由 良 保 紀 | 同 市春日町小多利190番地   |
| 同     | 三 村 均   | 同 市春日町小多利185番地   |
| 同     | 勝 野 勝 美 | 同 市柏原町北中39番地29   |
| 同     | 末 利 公 一 | 同 市春日町池尾49番地 1   |
| 同     | 高 見 芳 明 | 同 市春日町多利449番地    |
| 監 事   | 高 橋 高 志 | 同 市春日町小多利317番地   |
| 同     | 中 井 貞 治 | 同 市春日町小多利439番地   |
| 同     | 和 田 元 計 | 同 市春日町多利2043番地 2 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 赤 井 勝   | 丹波市春日町小多利505番地 3 |
| 同     | 由 良 政 男 | 同 市春日町小多利296番地   |
| 同     | 由 良 保 紀 | 同 市春日町小多利190番地   |
| 同     | 三 村 均   | 同 市春日町小多利185番地   |
| 同     | 黒 田 敬 祐 | 同 市春日町小多利22番地 1  |
| 同     | 末 利 公 一 | 同 市春日町池尾49番地 1   |
| 同     | 高 見 芳 明 | 同 市春日町多利449番地    |
| 監 事   | 高 橋 高 志 | 同 市春日町小多利317番地   |
| 同     | 中 井 貞 治 | 同 市春日町小多利439番地   |
| 同     | 和 田 元 計 | 同 市春日町多利2043番地 2 |

兵庫県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 西山・柳沢東土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 池 奥 義 和 | 淡路市多賀1807番地   |
| 同     | 粂 谷 宏   | 同 市柳澤乙145番地   |
| 同     | 岩 上 登   | 同 市柳澤乙586番地2  |
| 同     | 上 崎 勝   | 同 市多賀1647番地3  |
| 同     | 奥 雅 行   | 同 市志筑3833番地10 |
| 同     | 金 津 好 男 | 同 市柳澤丙31番地    |

|     |         |   |             |
|-----|---------|---|-------------|
| 同   | 加 茂 孝 明 | 同 | 市多賀1216番地 1 |
| 同   | 高 崎 泰 史 | 同 | 市多賀2026番地   |
| 同   | 田 中 高 夫 | 同 | 市多賀1796番地   |
| 同   | 禾 野 雅 一 | 同 | 市多賀1474番地   |
| 同   | 平 山 忠 雄 | 同 | 市柳澤乙700番地 1 |
| 同   | 藤 本 明 彦 | 同 | 市柳澤乙192番地   |
| 同   | 粂 谷 好 彦 | 同 | 市柳澤乙147番地   |
| 同   | 渡 邊 昌 彦 | 同 | 市多賀1119番地13 |
| 同   | 奥 野 洋 一 | 同 | 市柳澤丙292番地   |
| 監 事 | 廣 田 勝 久 | 同 | 市柳澤乙420番地   |
| 同   | 田 平 幸 哲 | 同 | 市柳澤乙176番地   |
| 同   | 杉 本 公 昭 | 同 | 市多賀1922番地   |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 氏 名

池 奥 義 和

粂 谷 宏

岩 上 登

上 崎 勝

奥 雅 行

金 津 好 男

加 茂 孝 明

高 崎 泰 史

田 中 高 夫

禾 野 雅 一

平 山 忠 雄

藤 本 明 彦

粂 谷 好 彦

渡 邊 昌 彦

奥 野 洋 一

廣 田 勝 久

田 平 幸 哲

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

杉 本 公 昭

## 住 所

淡路市多賀1807番地

同 市柳澤乙145番地

同 市柳澤乙586番地 2

同 市多賀1647番地 3

同 市志筑3833番地10

同 市柳澤丙31番地

同 市多賀1216番地 1

同 市多賀2026番地

同 市多賀1796番地

同 市多賀1474番地

同 市柳澤乙700番地 1

同 市柳澤乙192番地

同 市柳澤乙147番地

同 市多賀1119番地13

同 市柳澤丙292番地

同 市柳澤乙420番地

同 市柳澤乙176番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

同 市多賀1922番地

## 兵庫県告示第815号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 上西土地改良区  | 令和8年5月22日 |

## 兵庫県告示第816号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|             |           |
|-------------|-----------|
| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
| 小野市三井堰土地改良区 | 令和8年5月21日 |

兵庫県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|              |           |
|--------------|-----------|
| 土地改良区の名称     | 認可年月日     |
| 兵庫県天満大池土地改良区 | 令和8年5月22日 |

兵庫県告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 古市土地改良区  | 令和8年5月21日 |

兵庫県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 真南条土地改良区 | 令和8年5月18日 |

兵庫県告示第820号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

塩崎土地改良区

| 氏 名     | 住 所             |
|---------|-----------------|
| 菅 原 弘 己 | 姫路市飾東町塩崎485番地   |
| 中 島 千 壽 | 同 市飾東町塩崎599番地 6 |
| 菅 原 道 夫 | 同 市飾東町塩崎189番地 2 |
| 中 西 康 雄 | 同 市飾東町塩崎519番地   |
| 菅 原 良 英 | 同 市飾東町塩崎467番地   |
| 井 上 良 平 | 同 市飾東町塩崎890番地   |

~~~~~

兵庫県告示第821号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
神戸市淡河土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	淡河地区	令和8年5月18日

~~~~~

### 兵庫県告示第822号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和8年8月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
令和3年8月から令和6年12月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（滝2018）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市滝
- (5) 認証年月日  
令和8年7月24日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
豊岡市
- (2) 調査を行った期間  
令和3年8月から令和6年12月まで
- (3) 成果の名称  
豊岡市（城崎町上山2103）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
豊岡市城崎町上山
- (5) 認証年月日  
令和8年7月24日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
淡路市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年6月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
淡路市生田畑2の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
淡路市生田畑
- (5) 認証年月日  
令和8年7月29日

- 4 (1) 調査を行った者の名称  
宍粟市
- (2) 調査を行った期間  
令和5年6月から令和7年3月まで
- (3) 成果の名称  
宍粟市千種町西河内地区の一部②の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宍粟市千種町西河内地区の一部
- (5) 認証年月日  
令和8年7月24日

兵庫県告示第823号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年8月12日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                                   | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------------------------|---------------|---------------|
| 第R08中播位置<br>0001号 | 8.7.27           | 宍粟市山崎町中井字下ヲサ71番6の一部、<br>81番の一部、83番の一部 | 6.00          | 57.30         |

## 公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月12日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

## 兵庫県公安委員会規則第13号

## 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県川西警察署の部中央交番の項中「小戸1丁目から3丁目まで」を「小戸1丁目から3丁目まで 美園町 絹延町 出在家町 丸の内町 滝山町 鶯の森町 萩原1丁目から3丁目まで 火打1、2丁目 松が丘町 霞ヶ丘1、2丁目」に、「寺畑1、2丁目」を「寺畑1、2丁目 萩原台東1、2丁目 萩原台西1丁目から3丁目まで 鶯が丘」に改め、同部日の出交番の項を削り、同表兵庫県高砂警察署の部高砂駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 高砂市のうち

高砂町農人町 高砂町栄町 高砂町東農人町 高砂町次郎助町 高砂町鍛冶屋町 高砂町北渡海町 高砂町細工町 高砂町横町 高砂町魚町 高砂町南渡海町 高砂町南本町 高砂町釣舟町 高砂町大工町 高砂町鍵町 高砂町狩網町 高砂町藍屋町 高砂町高瀬町 高砂町向島町 高砂町東浜町 高砂町清水町 高砂町今津町 高砂町北本町 高砂町船頭町 高砂町材木町 高砂町田町 高砂町西宮町 高砂町東宮町 高砂町南浜町 高砂町猟師町 高砂町戎町 高砂町南材木町 高砂町宮前町 高砂町松波町 高砂町木曾町 高砂町沖浜町 高砂町相生町 高砂町朝日町1丁目から3丁目まで 高砂町浜田町1、2丁目 西畑1丁目から4丁目まで 荒井町蓮池1丁目から3丁目まで 荒井町日之出町 荒井町紙町 荒井町新浜1、2丁目 荒井町小松原1丁目から5丁目まで 荒井町中新町 荒井町若宮町 荒井町東本町 荒井町扇町 荒井町南栄町 荒井町中町 荒井町御旅1、2丁目 荒井町千鳥1丁目から3丁目まで 末広町 今市1、2丁目 緑丘1、2丁目

別表第1兵庫県高砂警察署の部荒井交番の項を削る。

## 附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。